

会 議 録

◇事務局－子ども家庭部子ども若者課

電話：03(4566)2471

附属機関又は 会議体の名称		第 32 期青少年問題協議会 第 4 回専門委員会
事務局（担当課）		子ども家庭部子ども若者課
開 催 日 時		令和 5 年 12 月 22 日（金）午後 3 時 30 分～午後 5 時 00 分
開 催 場 所		豊島区役所本庁舎 8 階 803 会議室
議 題		1 開 会 2 議 事 （1）「豊島区子ども・若者総合計画」（令和 2～6 年度） 令和 4 年度実施状況について 3 閉 会
公開の 可否	会 議	☒ 公開 ☐ 非公開 ☐ 一部非公開 傍聴人数 0 名
	会 議 録	☒ 公開 ☐ 非公開 ☐ 一部非公開
出席者	委 員	加藤悦雄、半田勝久、中野航綺
	事 務 局	子ども若者課長、子ども若者課職員
会 議 資 料		・資料 1 豊島区子ども・若者総合計画（令和 2～6 年度）令和 4 年度 実施状況【重点事業】 ・資料 2 青少年問題協議会第 3 回専門委員会が出た主なご意見 ・意見票

審 議 経 過

1

【 開 会 】

事務局 第 32 期の青少年問題協議会第 4 回の専門委員会を開催いたします。
本日はこちらの会場とオンラインとハイブリッドで開催をいたします
本日の傍聴者はございません。

2

【 議 事 】「豊島区子ども・若者総合計画」（令和 2～6 年度）令和 4 年度実施状況について

（事務局より説明）

議事に入る前に資料 2 の確認をお願いいたします。
重点事業 19 についてのご質問について
重点事業 29 のご質問について
本日は、資料 1 の目標 1～3 も含め 4～6 も分析・検証をお願いいたします。

【協議事項】

会 長 資料 1 のところで、いかがでしょうか。
資料 1 の 13 ページ、目標 2 の妊娠期からの切れ目のない支援の事業概要として、ゆりかご面接とおめでとう面接の令和 6 年度の目標値ですが、ゆりかご面接が 68%、おめでとう面接が 74%を目標に据えています。 コロナの最中はなかなか目標値を達成することが難しい状況があったかもしれないが、コロナを抜け出したので、この目標値をもう少し高めに設定してもよいのではないのでしょうか。
乳幼児健診に関しては、法定健診ですので全員を対象としています。
妊娠期における特定妊婦の発見、あるいは実際に出産したあとに要保護児童や家庭を発見するためにも、面接を希望してこないような社会的に孤立した中で妊娠し、子育てに取り組んでいる方が多数いると思いますので、なるべく 100 パーセントに近づけていくぐらいの取り組みが必要だと思います。
他の自治体は、以前よりかなり子育て家庭の孤立が進んでいる状況が実態調査からも如実に表れていますので、虐待予防の観点からも、このゆりかご面接・おめでとう面接の実施率は当初の目標を更に高めて、その目標達成に向けて取り組んでいく必要があります。
目標値見直しの可否に関して、必要と健康推進課の方では認識されていますので、ぜひ目標値自体ももう少し高めに設定していく必要があるのではと思っています。

委 員 重点事業 218、子ども若者支援ネットワーク事業に関する質問です。
目標値について、計画策定時の状況 244、目標値 200【400】となっていますが、これは

244 からさらに 200 増やして 400 まで達成するというこでよいのでしょうか。

それに加えてこの 200 人の中身が、毎年新しく 200 人を繋いでいくということなのか、既存の地域関係機関数が 60 団体でありとあるので、具体的なネットワークに関わる参加者は任意で、一つの機関からいろんな人に代わる代わる参加してほしいということをイメージした目標設定だったのか、それとも新規の団体も含めた開拓の目標設定だったのかを教えてください。

事務局 目標の設定ですが、基本的には 200 人というのがずっと横に続くイメージで、200 人ずつ増えるということではなくて、200 人をキープするというイメージです。

委 員 その 200 人をキープするというこに対して、この 44 人、25 人、23 人というのはどう見たらよいのでしょうか。

会 長 実際の参加者です。

委 員 これは全然キープできていなかったという評価でよいのでしょうか。

事務局 実績がこれしかなかったということです。

委 員 そうですね。60 の団体があるので、目標設定が組織のネットワークであれば、今後は関わっている機関や参加している方の組織の数にしてもいいのではないかと思います。人数だけで見ると悲しい感じに見えるので、例えば 23 人が 23 機関から来ているのであれば、充足率からみれば 60 団体中の 23 機関として見て、地域の半分の機関とネットワークが形成されているというように目標設定ができると思うので、参加人数を目標設定にするのか、連携組織数を設定するのかは今後検討してもよいのかと思いました。

事務局 実際にネットワーク会議には関係団体としては毎回多くの団体に参加しています。その中で現場の方や実務者の方などにも参加していただきたいということで、裾の広い会議体にしたいのでこの人数は出しています。そういう意味で、団体数を基準にするのか、また実際に関わっている実務者に対する研修も含めた、裾の広い会議にするかについてはやはり検討が必要なのかと思います。

委 員 もう一件、重点事業 226 ワークライフバランス推進事業認定制度について質問です。進捗としては既存の 50 社から 7 社が増えたと見えます。これについて、そもそもこの制度が活用されていないのか、認定に値する企業が豊島区に増えていないということなのか、所管課ではどう評価されていますか。例えば、豊島区内にワークライフバランスを推進している企業がないということであれば次の施策の在り方は変わってくるし、企業に認定を取ってもらうという周知が進んでいない、認定するメリットが感じられないということであれば、制度そのものの在り方を変えていくような政策の実施方法が考えられるので、その評価に対する考えを伺いた

いと思いました。

事務局

まず、認定を受けるとその事業所は区のホームページで紹介をしています。公に評価され公表されるので、事業所にメリットがあるものだと考えます。自分から挙手の制度で、ワークライフバランスは今大切な事業ですので、改めて事業の周知やメリットを企業に紹介する必要があると思います。新たな認定の会社が増えていないので、頑張らなければならない事業だと認識しています。

会 長

重点事業 226 については、メリットも含めた形でしっかりと広報活動した上で、認定企業の増加に向けて取り組んでほしいです。

重点事業 218 については、目標値に対して 10%程度の達成では、評価も B と言うよりも C なのかという感じもしますし、目標設定に関するご指摘もありました。

続いて、17 ページの重点事業 75 家庭教育推進事業の、この家庭教育に関しては、目標として家庭教育推進委員の、家庭教育に主体的に働きかけたいと思う人の増加率、家庭教育学級への、延べ参加者数、家庭教育講座の実施講数ということで目標値が示されています。

いずれも目標に対して十分な達成には至っていない訳ですが、令和 5 年度以降の取組の方向性ということで主管課から、子ども等を支える学習支援者に向けて、人権意識を高めるための研修を定期的 to 実施していくということが示されていました。

家庭教育なので、子どもを養育している家庭に対しても働きかけていく事業なのかと思っていましたが、豊島区の場合かなり首都圏に位置する自治体なので、私立の小中学校受験の塾通いをしている子どもたちの割合が比較的高い自治体ではないかと予測されます。

いわゆる教育虐待、子どもの意に反して親から勉強させられたり、学校以外に一日 4, 5 時間勉強していて遊ぶ時間・居場所に通う時間がなかったり、過度の競争的な環境に巻き込まれてストレスを募らせている子が多数いると思われます。

子どもの権利を学習する機会として家庭教育講座とか研修や講演会のような会で、ぜひ家庭や幼児期・学童期、また思春期の子どもたちに対して、親としてどう向き合っていくべきなのかを、学ぶ・知る機会として開催してほしいです。

場合によっては塾や習い事の教える側の人たちにも、そういう機会を設けてほしいと思います。

委 員

22 ページ重点事業 121 子どもの主体的活動への支援の推進について、主管課評価を見ると、令和 3, 4 年は、学校のきまり・校則について児童生徒・保護者の意見をもとに見直す取り組みを推進するということが年一回以上あり、A という評価になっています。

令和 4 年度の実績を見ると、ISS の取り組み、区内小中学校 10 校、人権尊重教育推進校発表小学校 1 校とあります。これについて何か情報があれば教えていただけますか。また、主管課評価の妥当性、これはできるならすべての学校において、こうした取組が積極的に進んでいくことが望ましいと思いますが、何か情報あれば教えていただきたいです。

- 会 長 一見すると、校則を子ども主体で意見を出して変えていくのはすごくよい取組だけれど、果たして本当に行われているのかということで、内容がよくわからない感じです。
- 委 員 これは所管課が指導課なので、子ども家庭課が答えるのは難しいかもしれませんが。
- 事務局 ISS の取組については、各中学校及び各中学校区を中心に小学校も中学校に倣って、ISS を取得し更新を教育委員会の方で取り組んでいます。
特に生徒会や児童会を中心に、各学校での取り組みとして継続的にやっており、ここは評価してもよいと思います。
人権の指定校については、令和 2, 3, 4 年に東京都の指定を受け実施をして、子どもの権利擁護委員の派遣や、学校の先生自身も勉強されて、今年の 3 月に発表まで終わっております。今年度は指定の学校はなく、その学校中心に継続した取組はされています。
校則の件については私の知る限りですが、校長先生の意気込み・やる気、それを理解している教員がいなくなかなかできないと聞いていますが、区内の 1 つの中学校では、生徒主体に校則を変える活動をしていると聞いています。これが区内の学校全体で行っているかは疑問ですが、1 校については積極的に行っていると聞いています。
- 委 員 人権尊重推進校というものの取組は、令和 4 年度で終了していますが、指定された学校が予算や制度が切れると終わってしまうということもありますが、引き続き継続して行っていくような活動が積極的に推進され、さらに校則との関係で見直しが進んでいくということが、全校に広がっていけばいいと思います。
- 会 長 重点事業 4【再掲】は、子どもの権利擁護委員が子どもの権利学習の出張講座をしていてかなり増えており、校長先生が取り組みに積極的な学校で重点事業 121 も進んでいるということですが、子どもの権利学習も校長先生の意気込みや認識によるのでしょうか。
- 事務局 小学校では、人権の出張講座は希望がとて多くありますが、授業の中での一つのプログラムになるので、教育課程の中にどう取り入れるのか、また教育課程が決まる年明けぐらいから周知していかないといけないと思います。
一方で出張講座をやっているのは権利擁護委員で、需要は結構あるのですがかなり限られたコマ数しかありません。
豊島区の権利相談室に相談員も配置されるようになったので、相談員が実際相談を受けた体験などを取入れて、相談員も活用し回数を増やしていくように 6 年度以降も力を入れていきたいと思っています。
- 会 長 重点事業 4 は子どもの権利相談室でしたが、相談室の充実を踏まえて、さらに件数を増やしてほしいと、意見として加えていただけるとよいと思います。
- 委 員 今、擁護委員の話が出ましたが、重点事業 38, 39 に掲載されていて、9 月に設置されて

から相談件数も増えてきたと伺っていますが、広報・啓発についてどのようにされているのでしょうか。

また、令和6年度以降の本格始動に向けて、より子どもたちに認知してもらう、さらに理解し活用できるような啓発活動を推進してほしいと思います。

現在もしくは来年度に何か積極的にやっていく啓発教育があれば教えてください。

事務局

相談室の子どもたちへの周知のため、すべての小中学生にはパンフレットを配布しました。それにより相談に来たり、相談を受けた子どもが友だちに紹介してくれたりということもあります。

相談を受けた子どもに親身に対応し信頼関係を築いていくことも一つの広報活動だと思います。そして、豊島区は子どもが相談できる窓口には必ずキャラクターを置き、子ども達に認知してもらえようとしています。

9月ごろに権利相談室のような堅苦しい名称から愛称募集をして、さらに子どもたちに親しみやすく利用しやすい場所になるように考えています。

委 員

また、これまでの権利擁護委員の活動の報告書は、あまり充実したものではないと見受けられますので、実際どういう活動が行われたか、報告書及び報告会などが充実しているといいと思います。他自治体の報告書や報告会などを参考にしながら、活動の実態を住民の方にも知っていただけるようにしていくいいと思いました。

委 員

来年予定している報告会では、子どもだけではなく、そこに関わる大人の方にも子どもの権利の理解のため、有識者による講演会なども一緒に計画しています。

委 員

子ども虐待防止ネットワーク事業は、指標のネットワーク研修会議の開催数は順調で、保健所、児童相談所、子ども家庭支援センターでの連携強化のための定期的な会議、さらに個別の会議も年間645回開催しているおり、かなり積極的な取り組みをされていると見受けられます。個別ケースの検討会議における児童相談所・保健所・子ども家庭支援センターのネットワークの三機関の役割分担が目標値（令和6年度）見直しのところには児童相談所の設置によって、児童相談所との協議を要するとあります。今後、ネットワークのあり方や、三機関の役割分担そのものの取組を評価する指標があればいいと思いますが、今の時点で評価指標になりそうなものの検討はありますでしょうか。

会 長

児童相談所が設置されたことで虐待防止に取り組む各関係機関の役割なんかも再構築されていくのかと思いますが、いかがでしょうか。

事務局

わかりかねますので、指標の見直しについては担当課にお伝えさせていただきます。

委 員

地域福祉計画は住民向けの教科書のようなものとして作りたいと豊島区の担当の方が以前おっしゃっていたのでこの子ども・若者総合計画も、区民にとってこの問題ならこちらかあちらかと手掛かりになるものになるとよいと思います。

委 員 もう1件、重点事業159 生活困窮者自立相談支援事業の学習支援のところでは、書きぶりについて、②の事業内容は無料学習団体をネットワーク化して定例会を開催し課題を解決する場を提供する。併せて登録団体の拡大に向け取り組むとなっています。今回の目標は登録団体数を上昇させるとされていますが、団体数の目標より開催数を目標指標として、次の改定時には入れた方が、よりポジティブな評価を出せるのではないかと思います。

会 長 ここはいかがでしょうか。

事務局 おそらく各団体で週一、月一などの頻度で開催していると思います。

委 員 令和2、3年度の評価には毎月の開催を zoom で開催となっており、その後、継続して開催しているのか記載がなく、それが当然になっているので団体加盟数という数を指標にしているのかと思いましたが、会議を開催することは所与のものとして、開催数を目標とするほうがよいのではないのでしょうか。

会 長 開催頻度が所与であれば、団体数を増やして行くというのが目標になりますし、議論を深めていくことに重点があるのであれば、開催数を評価指標とする意義があると思いますので、担当課でご確認いただいて適切な指標設定をしてください。

他に、重点事業3 子どもの権利に関する研修や講座の実施は、コロナの影響もあったと思いますが、研修実施回数の目標値に届いていません。

他自治体等では学校や保育施設における不適切な養育問題などが生じているので、子どもの権利に関する研修や講座を優先的に実施していただきたいです。

目標管理の令和4年度以降の取り組みの方向性で、全小中学校の教育課程の中に豊島区子どもの権利条例についての学習を位置づけ、令和5年度も引き続き進めると示されています。令和4年度に実施できず令和5年度以降ということで進められているのだと思いますが、早めに取り組んでもらいたいと思います。

重点事業168 ひとり親家庭の支援について、事業内容はひとり親家庭支援センターを設置してひとり親家庭の総合窓口として様々な相談に応じ支援を提供するとし、一方で目標管理は、しおり、リーフレットやHPによる広報と、寄付金や基金を利用した食糧支援を実施したとなっており、両方で方向性のずれがあるようです。相談対応に重点という取り組みを進めていくのであれば、親子のニーズや、親の経済的困窮に伴う様々な生活困難をくみ取り、親子の求めに応じた支援を展開してほしいと思います。子どもの権利の視点で考えると、子どもが面会交渉する機会や、クリスマスなどの行事に子どもたちが交流できる機会、ひとり親家庭の貧困率を解消させるために養育費の取り立てを支援するなど、相談対応へ繋げていただければありがたいと思います。

食糧支援が年々減りつつあるのは、ニーズの問題なのか基金の問題なのかは分かりますか。

事務局	コロナ過での生活困窮、急激な物価高騰などの対応で、長期の休みの時期には子ども食堂と連携したり、個別に区役所の窓口で支援したりしています。実績が減っているのはニーズの問題かと思いますが、一定のニーズはあると思います。
委員	重点事業 194 多文化共生推進事業について、大学と連携した調査なども行っていて興味深いものと拝見しました。気になった点として、令和 3 年度への取り組みの方向性で「調査の結果を分析し区の政策への反映をする」とあり、実際に分析されたということだが、令和 4 年度、令和 5 年度の方向性には調査から反映や PDCA にかかわる記載がないのですが、事業の継続として調査から見えてきた施策の取り組みの方向性があるのか、あるのであれば、こちらの計画でもどう反映させるのか教えていただきたいです。
事務局	外国ルーツの日本語の学習支援などが子ども施策の中心になってくるかと思っており、記載が少ないので次期計画には盛りこまないといけない。保護者の方がお子さん以上に日本語では苦勞しており、その支援が子どもへの支援に繋がりますので、次期計画への反映を検討していきたいと思います。
委員	ありがとうございます。これは後日でかまいませんので、調査についてデータも併せてご紹介いただければと思います。
事務局	用意いたします。
会長	これから作成していく子ども計画にも関連しますので、アンケート調査についても情報提供をお願いします。
委員	重点事業 156 社会的養育基盤事業で、社会的養育の中で生活している子どもの意見表明支援について、直接関係はないが、国の方でも子どもの意見表明支援員を自治体の施策にどのように位置づけるか議論されていますが、豊島区ではどのようなになっているのでしょうか。
事務局	この 10 月から児童相談所にアドボケイトの派遣を試行事業で行っています。なかなか意見が言えない子どもの代弁者として関わっていただいています。 令和 6 年度以降は正式な事業として実施していきます。区としては子どもの権利相談室で、アドボケイトとは別に、相談員がアドボケイトでも言えないことを吸収します。仮にアドボケイトや一時保護所で子どもの権利侵害などがあつた場合はこちらが対応します。二重構造にはなりますが子どもの権利を守るために一時保護所にはかかわっていききたいと思います。
委員	参考までに、世田谷区でそうした仕組みを検討したときに、児童相談所ができて一時保護所の子どもが直接世田谷区の子どもの人権擁護機関に相談できるよう、ポスト

を設け、そこに子どもが投函すると、誰も見ることなく直接「せたホッと」に届く仕組みが設けられました。

一時保護所の中に、第三者委員と子どもの意見表明支援委員という組織が検討され、いろんな選択肢を持ちながら一時保護所や社会的養護の中で、生活する子どもの意見表明や相談・救済が出来る仕組みを整えてきましたので、豊島区も同様に令和6年度からの事業に課されるということで安心しました。

国の方向性や他自治体の取組を参考にしながら、このような事業も重点事業として追加されるとよいと思いました。

会 長 ポストみたいなものを設置するのもよいかもしれません。基本的なことですけど子どもの権利ノートなどを豊島区で作成して、児童相談所の一時保護所に入るときに児童相談所のケースワーカーが説明するというのもあります。

事務局 それは東京都の時からあるので、引き続き使っています。社会的養護の計画も児童相談所の設置市として、策定する方向で検討しています。その中で子どもの意見表明支援員などの事業が入ると思います。

会 長 豊島区の児童福祉審議会などで社会的養育計画を策定するということでしょうか。

事務局 そうです。 こちらの子ども若者総合計画に入るかは難しいかもしれませんが、総合計画の中にも児相も入りましたし、社会的養護の推進計画についても決して特別なことではなくて、総合計画とつながっている建付けにする必要がありますので、またご意見お願いします。

委 員 実際に関わる人が仕組みの中で、どこまでを自分が担い、ネットワークを組むのかはなかなか難しく、世田谷区では関係者が一堂に集まり、自分たちの役割を確認しながら課題を話し合っています。顔が見えるなかで役割を意識することができるので、そのようなことも計画の中で実施できたらと思います。

会 長 重点事業 42 子ども若者総合相談事業アシスとしまについて、目標値の①不登校に関する相談件数が 25 件、②引きこもりに関する相談件数が 40 件ということで、小中学生の不登校の子どもの数が増加していることに対して目標値が少ない印象です。
また、アウトリーチの取組が事業内容に示されていて子どもたちに配慮しながらのアウトリーチはぜひ進めてもらいたいと思います。
現在の対応、実施状況を教えてください。

また、令和5年度以降の取組の方向性について、スクールソーシャルワーカーや学校の先生、子ども家庭支援センター、児童相談所、子どもの権利擁護センターとの連携を整理して、さらなる連携強化に努めるということで、連携を要する部署が増えているので、学童期から 20 代 30 代まで切れ目ない支援を展開していくためにも、横の連携を強くし

取り組んでいただきたいと思います。

令和5年度以降の取り組みとして子ども関連の庁内部署が中心に連携に努めるということですが、引きこもりの若者たちへの支援も含めてお願いします。

事務局

アウトリーチについてですが、直接面談で電話や文章で伝えられないことを対面で安心して伝えられますので、子ども食堂や近くの公共施設など、顔の見える支援として今も力を入れています。

総合相談のアシスとしただけでは絶対に解決しないと思いますので、相談をした子どもや若者が自分でも解決できる力をつけてもらうために伴走型の支援をしていきます。

そのため相談員が連携できることを多く知っているなどの力量も問われます。

家庭や親の問題など子どもが抱える問題の背景に目を向け、横の繋がりをもち、生活保護や障害福祉などにも連携できる支援をしています。また、切れ目のない支援はとても大事で、今は18歳で学校からも切り離され、児童福祉法の18歳未満と若者で支援制度の切り替わりがありますので、それまで使えていた児童福祉サービスが使えなくなることへの対応など、18歳未満から準備し、適切に連携できる体制をこれからも強化していきたいと思います。

会 長

誰が身近な相談員として伴走するかは、相性や年齢など、伴走する人との信頼関係が重要になりますので、ぜひ切れ目のない支援をお願いします。

3 閉 会

事務局

次回は、3月4日（月）午後5時からです。ありがとうございました。

以上